

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年8月28日(2023.8.28)

【公開番号】特開2022-118334(P2022-118334A)

【公開日】令和4年8月15日(2022.8.15)

【年通号数】公開公報(特許)2022-148

【出願番号】特願2021-14773(P2021-14773)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 1 1 B

A 6 3 F 5/04 6 0 2 A

A 6 3 F 5/04 6 0 5 B

A 6 3 F 5/04 6 9 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月18日(2023.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

計数スイッチを備え、

所定期間毎に計数通知が外部に対して送信可能であり、

計数通知には計数点情報が含まれており、

計数スイッチが押下されていないときに計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が0である計数通知を外部に対して送信可能であり、

計数スイッチが押下されてから特定期間(特定期間は所定期間よりも長い期間)が経過するよりも前に計数スイッチが離された後で計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が1である計数通知を外部に対して送信可能であり、

計数スイッチが押下されてから特定期間以上に亘って計数スイッチが押下されているときに計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が所定値(所定値は1を超える値)である計数通知を外部に対して送信可能であり、

計数スイッチが押下されてから特定期間以上に亘って計数スイッチが押下された後であって計数通知の送信タイミングとなる前に計数スイッチが離され、かつ再度計数スイッチが押下されているときに当該送信タイミングとなった場合は、計数点情報が所定値である計数通知を外部に対して送信可能である

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、計数スイッチを備え、所定期間毎に計数通知が外部に対して送信可能であり、計数通知には計数点情報が含まれており、計数スイッチが押下されていないときに計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が0である計数通知を外部に対して送

40

50

信可能であり、計数スイッチが押下されてから特定期間（特定期間は所定期間よりも長い期間）が経過するよりも前に計数スイッチが離された後で計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が1である計数通知を外部に対して送信可能であり、計数スイッチが押下されてから特定期間以上に亘って計数スイッチが押下されているときに計数通知の送信タイミングとなった場合は、計数点情報が所定値（所定値は1を超える値）である計数通知を外部に対して送信可能であり、計数スイッチが押下されてから特定期間以上に亘って計数スイッチが押下された後であって計数通知の送信タイミングとなる前に計数スイッチが離され、かつ再度計数スイッチが押下されているときに当該送信タイミングとなった場合は、計数点情報が所定値である計数通知を外部に対して送信可能である遊技機。

また、本発明は、計数スイッチを備え、第1の期間毎に計数点に係る情報が貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており（以下、計数点に係る情報が貸出ユニット側に送信可能となる第1の期間毎のタイミングを「計数通知タイミング」と称す）、計数スイッチの押下時間が第2の期間以上となった後の計数通知タイミングでは、所定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており、計数スイッチが押下されてから押下時間が第2の期間未満となるタイミングで計数スイッチが離反された後の計数通知タイミングでは、特定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており、計数スイッチの押下時間が第2の期間以上となった後の所定のタイミングで計数スイッチが離反され、当該所定のタイミングの後であって次の計数通知タイミング（以下、「第1の計数通知タイミング」と称す）となるまでの間に、計数スイッチの押下と計数スイッチの離反が第2の期間未満となる特定期間の間で行われ、その後第1の計数通知タイミングとなったときに所定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されている遊技機であってもよい。

10

20

30

40

50